

○旧様式（納税通知書と課税明細書が別々に印刷されます。）

○新様式（納税通知書と課税明細書が1枚の紙に印刷されます）

納税通知書課税明細書[illegible]

○旧様式

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		
指定番号	受給者番号	宛名番号
住所： 氏名： 様		
あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の6（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者ととなります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。		
令和 年 月 日 佐世保市長 佐世保市 印		
特別徴収義務者名		

決定・変更内容	
給与収入	主たる給与以外の合算所得区分
山林所得	総所得金額①
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当	
先物取引	

雑損	障害・寡・ひ・勤	0
医療費	配偶者	0
社会保険料	配偶者特別	0
小規模企業共済	扶養	0
生命保険料	特定親族特別	0
地震保険料	基礎	0
所得控除合計②		

税額控除④	税額控除⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	森林環境税額⑧	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩	既納付額⑪	変更前税額⑫	増減額⑬（⑩-⑫）	変更月
1500	3000	1000	1500	1000	0	0	0	0	0	9月

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【お問い合わせ先】
佐世保市役所 市民税課
電話（0956）24-1111
内線 2209・2210・2215

○新様式

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		
所 給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①
山林所得		
分離短期譲渡		
分離長期譲渡		
株式等の譲渡		
上場株式等の配当等		
先物取引		

雑損	障害・寡・ひ・勤	0
医療費	配偶者	0
社会保険料	配偶者特別	0
小規模企業共済	扶養	0
生命保険料	基礎	0
地震保険料	所得控除合計②	0

税額控除④	税額控除⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	森林環境税額⑧	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩	既納付額⑪	変更前税額⑫	増減額⑬（⑩-⑫）	変更月
1500	3000	1000	1500	1000	0	0	0	0	0	7月

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の6（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者ととなります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、（1）審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日 佐世保市長 宮島 大典 市 印

問合せ先 佐世保市役所 市民税課
電話（0956）24-1111 内線2209・2210・2215